

逗子市池子 4-956 の環境太郎宅の敷地内で、逗子市逗子 5-2-16 の逗子造園が、作業した際に発生した刈草と植木剪定枝を持ち込む場合の記入例

ごみ発生書

持込日をご記入ください。

持込日： 年 月 日

ごみ発生場所	逗子市 池子 4 - 9 5 6	
ごみ発生者 (依頼者)	*本人の署名捺印が必要です。カラーコピー不可です。 住所 逗子市池子 4 - 9 5 6 氏名 環境 太郎 (環境) (印) 電話 0 4 6 - 8 7 1 - 7 8 7 0	
ごみの種類と量	ごみの種類 (具体的に)	数量 (概ね)
	刈草	軽トラック 1 台分
	剪定枝	1 0 束
ごみ持込者	* ご注意：持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝葉等の植木ごみしか持込めません。これ以外のごみの持込みは「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。	
*ごみ発生者と同じ場合は記入不要	氏名 逗子造園 代表 逗子 桜子 (逗子) (印) 電話 046-873-1111 持込者氏名 本人 (事業者の場合は、事業所の所在地・名称及び代表者、持込者の氏名)	

*この発生書に記載された個人情報は、ごみの搬入確認、連絡用以外には利用しません。

*当センターで処理できない物、未分別のごみ、集団資源回収対象物（紙類（段ボール、紙箱、個人情報に記載されている紙類を含む）、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物）は持込めません。

*ごみ発生者以外の者が、ごみを持ち込む場合は、「逗子市一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

ごみ発生者・許可業者以外の者（親族等）がごみを持ち込む場合は、必ず事前に環境クリーンセンターにお問い合わせください。

（発生者の依頼を受けて、持込者自らの作業によって発生した刈草、剪定・伐採枝等の植木ごみは除きます。）

*記載内容について、現地確認及びごみ発生者、ごみ持込者にお問合せをすることがあります。

*虚偽の記載を行い、ごみを持ち込んだ場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や、「刑法」による罪に問われることがあります。

※持込受付：月曜日～金曜日 8:45～11:45・13:00～16:00（時間厳守）

逗子市環境クリーンセンター 電話：046-871-7870

2021.6